

放送大学の放送番組を記録したビデオテープ等の視聴に関する覚書

放送大学沖縄学習センターと名桜大学とは、放送大学の放送番組を記録したビデオテープ、オーディオテープ（以下「ビデオテープ等」という。）の視聴の機会の提供に関し、次のとおり覚書を締結する。

第1条 本覚書は、本島北部地域に在住する放送大学の学生の利便性の向上並びに放送大学が提供する教育の普及のため、名桜大学の協力を得て、放送大学のビデオテープ等を再視聴する施設を設置、及び管理に関する条件を定めるものである。

第2条 放送大学沖縄学習センターが実施主体となり、名桜大学が協力する。

第3条 放送大学沖縄学習センター北部学習室は、名桜大学附属図書館（名護市字為又1220-1）に設置する。

第4条 配置科目は、放送大学沖縄学習センターが決定し、次のとおりとする。

- 一 テレビ科目 約50科目
- 二 ラジオ科目 約50科目

第5条 利用者は、放送大学の学生並びに本島北部地域の住民を原則とする。ただし、放送大学の学生以外への館外貸出は行わない。

第6条 利用者は、利用簿等に記入し、利用する。

第7条 ビデオテープ等は、放送大学が提供し、視聴施設、視聴用機器及び管理要員は、名桜大学が提供し、管理する。

第8条 再視聴の実施に関しては、利用者数等を勘案し、実施後3年毎に見直しを行うものとする。

第9条 本件の実施に伴うビデオテープ等の管理（貸出等）は、名桜大学が善良な注意をもって行う。その際、管理者の重大な過失により損失が生じた場合には、名桜大学は、放送大学沖縄学習センターと協議し相当の賠償を行う。

第10条 この覚書に定めるもののほか、再視聴の実施に関し必要な事項があるときは、放送大学沖縄学習センター所長と名桜大学長との協議により定めるものとする。

第11条 この覚書やその他法令に違反した場合、または、社会的情勢が変化した場合には、本事業及び覚書の解除等の見直しを片方の申し出により放送大学沖縄学習センターと名桜大学が協議を行う。

上記覚書の成立を証とするため、本覚書2通を作成し、放送大学沖縄学習センター及び名桜大学記名捺印のうえ、各自各1通を保管するものとする。

平成20年4月14日

放送大学沖縄学習センター所長 比嘉辰雄

名桜大学長 瀬名波榮喜

